

北名古屋市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和元年9月12日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

社会福祉法人西春福社会（以下「西春福社会」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年6月3日から令和元年6月24日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体（西春福社会）を所管している福祉部社会福祉課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した結果において、社会福祉課及び西春福社会の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（西春福祉会）の概要及び補助金並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要

【目的及び事業】

西春福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成11年6月11日に設立され、主に次の事業を行っている。

ア 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営（生活介護事業）

イ 公益を目的とする事業

日中一時支援事業の受託（社会福祉事業と一体的に実施）

＊ □印は市からの補助金の該当事業である。

(2) 補助金

ア 根拠法令

- ・北名古屋市社会福祉法人の助成に関する条例
- ・北名古屋市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則
- ・北名古屋市障害者福祉サービス事業所運営費等補助実施要領
- ・北名古屋市社会福祉法人備品等購入費補助実施要領

イ 助成の種類と推移

（単位：円）

補助金 名称 年度	事業運営に対する 補助金	施設整備に要した 費用の借入に対す る補助金	備品等購入費補助 金
平成30年度	4,590,000	1,081,100	3,333,000
平成29年度	3,846,000	1,103,150	—
平成28年度	3,048,000	1,125,200	—
平成27年度	3,600,000	1,952,250	—
平成26年度	2,413,200	1,990,300	—
根拠	障害福祉サービス事業所運営費等補助実施要領		社会福祉法人備品等購入費補助要領

(3) 監査の結果

＜西春福祉会＞

非常勤職員の雇入通知書について、通知日に誤りがあった。

<所管課：社会福祉課>

ア 補助金の助成申請において、重度障害者加算の積算誤りにより補助金48,000円を過大に交付していた。

イ 「社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」に規定している事業報告書の提出期限は、事業年度終了から2箇月以内であるが、その期限内に提出を受けていなかった。昨年の監査でも、期限内に決算見込書を提出させる旨の報告を受けているため、確実に実施すること。